



個別支援計画に基づいた支援って？



A. 一人ひとりのニーズや関心に合わせて支援の在りかたが変わるのよ。

個別の療育計画、放課後等デイサービス計画など、呼びかたはさまざまあるようだけれど、ここでは[個別支援計画](#)で統一することにします。

[障がい福祉サービス](#)を利用する子どもや保護者のニーズは、人によってさまざまあって同じということがないものなの。

提供される支援の内容も多種多様になってくることから、[放課後等デイサービス](#)や児童発達支援では「個別支援計画」を作成することになります。

一人ひとりのニーズや関心に合わせて、支援の方針(アプローチ)を記載したもの、です。

放課後等デイサービスや児童発達支援では、[児童発達支援管理責任者](#)が、それぞれの子どものニーズを適切に把握して、個別支援計画を作成することが義務付けられているのよ。

基本的に放課後等デイサービスや児童発達支援では、[生活能力向上のために必要な訓練・社会との交流促進](#)、そのほかに[必要な発達を支援](#)すること、とされています。

そしてすべての従業者が、個別支援計画に基づいた支援を行っていけるように調整しているの。

ガイドラインでは「[子どもの最善の利益](#)」という言いかたで定義されているのだけれど、一人ひとりの課題や能力が違うのでみんな同じ支援でいい、という訳にはいきません。

そこで、専門的な知識と経験を持つ児童発達支援管理責任者が[アセスメント](#)を行って、個別支援計画を作成するのね。

途中で[モニタリング](#)(評価)を行って、目標の達成状況や今後の課題など、本人の意向を確かめ、保護者の意見も取り入れて相談しながら変更していきます。

そのため、児童発達支援管理責任者が作成した「個別支援計画」を支援に関わるスタッフ全員で共有しておく必要があるのね。

よく似たものに、[相談支援専門員](#)が作成する「サービス等利用計画」と、[学校](#)教育で使われている「個別教育支援計画」というものがあります。

「サービス等利用計画」 ➡ 生活・福祉全体の計画

「個別教育支援計画」 ➡ 学校教育の計画

「個別支援計画」 ➡ 放課後等デイサービスや児童発達支援での療育計画

ということになります。

基本的な考えかたは同じで、それぞれの立場や目的によって、その都度作成されるものなのよ。

相談支援専門員など、本人のキーパーソンになる人がいれば、統合して一貫性を持たせることができるわね。

放課後等デイサービスを利用している子どもの中には、環境に合わせて自分の在りかたを無意識的に変えていることがよくあります。

Hくんは、A事業所には厳しい先生がいるのでお片付けしているけれど、B事業所では言われないので片付けはしない、ということね。

特に意識しているわけではないけれど、自然にそうしてしまっています。

場所や環境に応じて「できる」「できない」・「する」「しない」が分かれるケースはよく見られるところ。

障がい福祉での療育は、本人の「自立」が大きなテーマなので、このケースの場合は「自立」して片付けられないB事業所での姿が、Hくんの現状だろう、と想定されるのよ。

そこで、A事業所とB事業所でこの事実を共有して、Hくんの本当のニーズを把握して「自立」するために、それぞれの事業所で出来る療育計画を立てる必要が出てきます。

A事業所とB事業所という大きな視点で、共通認識を持って「チーム支援」していくということね。このことが、それぞれの事業所にとっても質の高い療育を実現していくことにつながっていきます。

療育や障がい支援に「スモールステップ」という考え方があるのだけれど、この「スモールステップ」と「個別支援計画」は車の両輪のようなものなのです。

個別支援計画という土台があってこそスモールステップの成果を確認しやすいし、スモールステップが長い目で見て、障がいのある人の自立につながっていくのです。

個別支援計画をきちんと活用していくことで、より良い支援が実現していくのね。

《MENU》

[《常勤換算ってなに？》](#)

[《個別支援会議ってというのは？》](#)

2021-08-23 掲載